

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市意思疎通支援事業実施要綱（令和2年鹿屋市告示第106号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第 号  
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市意思疎通支援者登録（却下）決定通知書

年 月 日付で申請のあった鹿屋市意思疎通支援者の登録について、  
次のとおり決定（却下）したので通知します。

記

- 1 鹿屋市意思疎通支援者として認定します。
  - (1) 手話通訳者
  - (2) 要約筆記者
  
- 2 鹿屋市意思疎通支援者の認定について却下します。
  - (1) 手話通訳者
  - (2) 要約筆記者

(却下の理由)

## 附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。